

広島湾再生推進会議設置要綱

1. 名称

この会議は、広島湾再生推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

2. 目的

推進会議は、広島湾の環境修復・保全を推進するため、関係省庁及び関係地方公共団体等が協力して、陸域（流域）と海域（沿岸部を含む。）が連携した総合的な広島湾の再生を行うための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、これを推進することを目的とする。

3. 推進会議の所掌事務

推進会議は、広島湾とその流域において、次に掲げる事項に関する行動計画を策定し、推進する。

- ① 下水道整備、流域の汚濁負荷削減対策、良好な海域環境を育むための流域環境の保全等に関する事。
- ② 藻場・干潟等の保全・再生、底質の改善、水質浄化対策、パブリックアクセスの確保及び景観・海域環境の保全等に関する事。
- ③ 海域環境の保全に資する、環境のモニタリング、清掃美化活動、環境教育の推進等に関する事。
- ④ 行動計画のフォローアップに関する事。
- ⑤ 官民連携の推進に関する事。
- ⑥ その他、座長が必要と認める事。

4. 推進会議の構成

- ① 推進会議は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。
- ② 推進会議には、必要に応じ臨時委員を置くことができる。
- ③ 推進会議には、学識経験者等を顧問に置くことができる。

5. 座長

- ① 推進会議を主宰するため、座長を置く。
- ② 座長は、国土交通省中国地方整備局副局長とする。

6. 推進会議の開催

- ① 推進会議は、座長の招集により随時開催する。

- ② 座長に事故があるときは、座長が指名する者がその職務を代行する。
- ③ 行動計画その他の推進会議の所掌に係る事項は、推進会議の合議により決定する。

7. 幹事会

- ① 推進会議に幹事会を置く。
- ② 幹事会は別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- ③ 幹事会に幹事長を置き、推進会議の座長がこれを指名する。
- ④ 幹事会は、推進会議の所掌事務の実施に関する協議及び調整、並びに、8. に規定する各分科会の相互の調整を行う。
- ⑤ 幹事会は、幹事長の招集により随時開催する。また、分科会の主査の求めに応じ開催する。

8. 分科会

- ① 推進会議に次の分科会を置く。
 - ・ 陸域対策分科会
 - ・ 海域対策分科会
 - ・ モニタリング分科会
 - ・ 官民連携分科会
- ② 推進会議の所掌事務の実施に関する協議及び調整、並びに前項に規定する分科会の相互の調整を行うため、臨時に合同分科会を開催することができる。
- ③ 各分科会の委員は、別紙3に掲げる委員をもって構成する。
- ④ 各分科会に主査を置き、推進会議の座長がこれを指名する。
- ⑤ 各分科会は、行動計画の策定及び推進に関する事項並びに推進会議の座長が必要と認める事項について検討する。
- ⑥ 各分科会は、それぞれの主査の招集により随時開催する。
- ⑦ 各分科会の主査は、必要に応じ臨時委員を置くことができる。
- ⑧ 各分科会には庶務を行うため分科会事務局を置き、その運営は各分科会の主査が指名する者が行う。
- ⑨ 各分科会は、必要に応じワーキンググループを置くことができる。
- ⑩ 各ワーキンググループの運営については、各分科会の主査が指名するものを行う。

9. 事務局

- ① 推進会議の庶務を行うため、事務局を置く。
- ② 事務局の運営は、国土交通省中国地方整備局において行う。

10. その他

- ① 本要綱の改正は、座長が推進会議に諮って行う。
- ② この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議の委員に諮って定める。

11. 施行日

平成18年3月23日

平成24年4月 1日

平成29年3月15日

別紙 1

広島湾再生推進会議 委員名簿(改訂案)

組織・部署・役職		
国土交通省	中国地方整備局	副局長(座長)
		企画部長
		建政部長
		河川部長
		港湾空港部長
	海上保安庁 第六管区海上保安本部	警備救難部長 □
		海洋情報部長
農林水産省	中国四国農政局	企画調整室 室長
	林野庁 近畿中国森林管理局	広島森林管理署長 山口森林管理事務所長
	水産庁	瀬戸内海漁業調整事務所長
経済産業省	中国経済産業局	資源エネルギー環境部長
環境省	中国四国地方環境事務所	中国四国地方環境事務所長
広島県	総務局	経営戦略審議官
	地域政策局	地域政策局長
	環境県民局	環境県民局長
	農林水産局	農林水産局長
	土木建築局	土木建築局長
	土木建築局	都市建築技術審議官
山口県	環境生活部	環境生活部長
	農林水産部	農林水産部長
	土木建築部	土木建築部長
広島市	環境局	環境局長
	経済観光局	経済観光局長
	都市整備局	都市整備局長
	下水道局	下水道局長
呉市 (重要港湾 呉港港湾管理者)	産業部	産業部長

別紙 2

広島湾再生推進会議 幹事会委員名簿（案）

組織・部署・役職			
国土交通省 中国地方整備局	企画部	企画部長(幹事長)	
	建政部	都市調整官	
	河川部	河川計画課長	
	港湾空港部	港湾空港企画官	
海上保安庁 第六管区海上保安本部	警備救難部	環境防災課長	
	海洋情報部	海洋調査課長	
農林水産省 中国四国農政局		企画調整室調整官	
林野庁 近畿中国森林管理局	広島森林管理署	森林技術指導官	
	山口森林管理事務所	森林技術指導官	
水産庁	瀬戸内海漁業調整事務所	指導課長	
経済産業省 中国経済産業局	資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課長	
環境省 中国四国地方環境事務所		廃棄物・リサイクル対策課長	
		国立公園課長	
		環境対策課長	
広島県	総務局	研究開発課長	
	地域政策局	政策監(市町支援・連携担当)	
	環境県民局	環境保全課長	
	農林水産局		水産課長
			農林整備管理課長
			農業基盤課長
	土木建築局		技術企画課長
			河川課長
			港湾漁港整備課長
			下水道公園課長
山口県	環境生活部	環境政策課長	
	農林水産部	水産振興課長	
		農村整備課長	
	土木建築部	技術管理課長	
		都市計画課長	
		河川課長	
		港湾課長	
広島市	環境局	環境保全課長	
	経済観光局農林水産部	農林整備課長	
		水産課長	
	経済観光局観光政策部	観光ビジネス担当課長	
	都市整備局	みなと振興課長	
下水道局施設部	計画調整課長		
呉市 (重要港湾 呉港港湾管理者)	産業部	港湾漁港課長	

別紙 3

広島湾再生推進会議 分科会委員名簿（案）

		陸域対策分科会	海域対策分科会	モニタリング分科会	官民連携分科会
国土交通省 中国地方整備局	企画部	技術企画官	技術企画官	技術企画官	企画部長(主査) 技術企画官
		広域計画課長	広域計画課長	広域計画課長	広域計画課長
	建政部	建政部長(主査)			
		都市調整官		都市調整官	
	河川部	河川計画課長		河川計画課長	
	港湾空港部			港湾空港部長(主査)	
				港湾空港企画官	港湾空港企画官
		太田川河川事務所	所長		所長
広島港湾・空港整備事務所			所長	所長	
	広島港湾空港技術調査事務所		所長	所長	
海上保安庁 第六管区海上保安本部	警備救難部	環境防災課長	環境防災課長	環境防災課長	
	海洋情報部			海洋情報部長(主査) 海洋調査課長	
農林水産省 中国四国農政局		地域整備課長		地域整備課長	
林野庁 近畿中国森林管理局	広島森林管理署	森林技術指導官		森林技術指導官	
	山口森林管理事務所	森林技術指導官		森林技術指導官	
水産庁	瀬戸内海漁業調整事務所		指導課長	指導課長	資源保護管理指導官
経済産業省 中国経済産業局	資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課長	環境・リサイクル課長	環境・リサイクル課長	環境・リサイクル課長
環境省 中国四国地方環境事務所		廃棄物・リサイクル対策課長			
			国立公園課長		国立公園課長
				環境対策課長	環境対策課長
広島県	総務局			研究開発課長	
	地域政策局			政策監(市町支援・連携担当)	政策監(市町支援・連携担当)
	環境県民局	環境保全課長	環境保全課長	環境保全課長	環境保全課長
		水産課長	水産課長	水産課長	水産課長
	農林水産局	農林整備管理課長		農林整備管理課長	
		農業基盤課長		農業基盤課長	
	土木建築局	技術企画課長	技術企画課長	技術企画課長	技術企画課長
		河川課長		河川課長	
			港湾漁港整備課長	港湾漁港整備課長	港湾漁港整備課長
		下水道公園課長	下水道公園課長		
山口県	環境生活部	環境政策課長	環境政策課長	環境政策課長	環境政策課長
	農林水産部		水産振興課長	水産振興課長	水産振興課長
		農村整備課長		農村整備課長	
	土木建築部	技術管理課長	技術管理課長	技術管理課長	技術管理課長
		都市計画課長		都市計画課長	
	河川課長		河川課長		
広島市	環境局			環境保全課長	環境保全課長
	経済観光局農林水産部	農林整備課長			
			水産課長		水産課長
	経済観光局観光政策部	観光ビジネス担当課長		観光ビジネス担当課長	観光ビジネス担当課長
	都市整備局		みなと振興課長		みなと振興課長
	下水道局施設部	計画調整課長			
呉市 (重要港湾 呉港湾管理者)	産業部		港湾漁港課長		港湾漁港課長

広島湾再生推進会議設置要項(改定案対比表)

現行	改定案
1. 名称 この会議は、広島湾再生推進会議(以下「推進会議」という。)と称する。	1. 名称 この会議は、広島湾再生推進会議(以下「推進会議」という。)と称する。
2. 目的 推進会議は、広島湾の環境修復・保全を推進するため、関係省庁及び関係地方公共団体等が協力して、陸域(流域)と海域(沿岸部を含む。)が連携した総合的な広島湾の再生を行うための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定し、これを推進することを目的とする。	2. 目的 推進会議は、広島湾の環境修復・保全を推進するため、関係省庁及び関係地方公共団体等が協力して、陸域(流域)と海域(沿岸部を含む。)が連携した総合的な広島湾の再生を行うための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定し、これを推進することを目的とする。
3. 推進会議の所掌事務 推進会議は、広島湾とその流域において、次に掲げる事項に関する行動計画を策定し、推進する。 ① 下水道整備、流域の汚濁負荷削減対策、良好な海域環境を育むための流域環境の保全等に関すること。 ② 藻場・干潟等の保全・再生、底質の改善、水質浄化対策、パブリックアクセスの確保及び景観・海域環境の保全等に関すること。 ③ 海域環境の保全に資する、環境のモニタリング、清掃美化活動、環境教育の推進等に関すること。 ④ 行動計画のフォローアップに関すること。 ⑤ その他、座長が必要と認めること。	3. 推進会議の所掌事務 推進会議は、広島湾とその流域において、次に掲げる事項に関する行動計画を策定し、推進する。 ① 下水道整備、流域の汚濁負荷削減対策、良好な海域環境を育むための流域環境の保全等に関すること。 ② 藻場・干潟等の保全・再生、底質の改善、水質浄化対策、パブリックアクセスの確保及び景観・海域環境の保全等に関すること。 ③ 海域環境の保全に資する、環境のモニタリング、清掃美化活動、環境教育の推進等に関すること。 ④ 行動計画のフォローアップに関すること。 ⑤ 官民連携の推進に関すること。 ⑥ その他、座長が必要と認めること。
4. 推進会議の構成 ① 推進会議は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。 ② 推進会議には、必要に応じ臨時委員を置くことができる。 ③ 推進会議には、学識経験者等を顧問に置くことができる。	4. 推進会議の構成 ① 推進会議は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。 ② 推進会議には、必要に応じ臨時委員を置くことができる。 ③ 推進会議には、学識経験者等を顧問に置くことができる。
5. 座長 ① 推進会議を主宰するため、座長を置く。 ② 座長は、国土交通省中国地方整備局副局長とする。	5. 座長 ① 推進会議を主宰するため、座長を置く。 ② 座長は、国土交通省中国地方整備局副局長とする。
6. 推進会議の開催 ① 推進会議は、座長の招集により随時開催する。 ② 座長に事故があるときは、座長が指名する者がその職務を代行する。 ③ 行動計画その他の推進会議の所掌に係る事項は、推進会議の合議により決定する。	6. 推進会議の開催 ① 推進会議は、座長の招集により随時開催する。 ② 座長に事故があるときは、座長が指名する者がその職務を代行する。 ③ 行動計画その他の推進会議の所掌に係る事項は、推進会議の合議により決定する。
	7. 幹事会 ① 推進会議に幹事会を置く。 ② 幹事会は別紙2に掲げる幹事をもって構成する。 ③ 幹事会に幹事長を置き、推進会議の座長がこれを指名する。 ④ 幹事会は、推進会議の所掌事務の実施に関する協議及び調整、並びに、8.に規定する各分科会の相互の調整を行う。 ⑤ 幹事会は、幹事長の招集により随時開催する。また、分科会の主査の求めに応じ開催する。
7. 分科会 ① 推進会議に次の分科会を置く。 ・ 陸域対策分科会 ・ 海域対策分科会 ・ モニタリング・環境教育分科会 ② 推進会議の所掌事務の実施に関する協議及び調整、並びに前項に規定する分科会の相互の調整を行うため、臨時に合同分科会を開催することができる。 ③ 各分科会の委員は、別紙2に掲げる委員をもって構成する。 ④ 各分科会に主査を置き、推進会議の座長がこれを指名する。 ⑤ 各分科会は、行動計画の策定及び推進に関する事項並びに推進会議の座長が必要と認める事項について検討する。 ⑥ 各分科会は、それぞれの主査の招集により随時開催する。 ⑦ 各分科会の主査は、必要に応じ臨時委員を置くことができる。 ⑧ 各分科会には庶務を行うため分科会事務局を置き、その運営は各分科会の主査が指名する者が行う。	8. 分科会 ① 推進会議に次の分科会を置く。 ・ 陸域対策分科会 ・ 海域対策分科会 ・ モニタリング分科会 ・ 官民連携分科会 ② 推進会議の所掌事務の実施に関する協議及び調整、並びに前項に規定する分科会の相互の調整を行うため、臨時に合同分科会を開催することができる。 ③ 各分科会の委員は、 別紙3 に掲げる委員をもって構成する。 ④ 各分科会に主査を置き、推進会議の座長がこれを指名する。 ⑤ 各分科会は、行動計画の策定及び推進に関する事項並びに推進会議の座長が必要と認める事項について検討する。 ⑥ 各分科会は、それぞれの主査の招集により随時開催する。 ⑦ 各分科会の主査は、必要に応じ臨時委員を置くことができる。 ⑧ 各分科会には庶務を行うため分科会事務局を置き、その運営は各分科会の主査が指名する者が行う。 ⑨ 各分科会は、必要に応じワーキンググループを置くことが出来る。 ⑩ 各ワーキンググループの運営については、各分科会の主査が指名するものが行う。
8. 事務局 ① 推進会議の庶務を行うため、事務局を置く。 ② 事務局の運営は、国土交通省中国地方整備局及び海上保安庁第六管区海上保安本部において行う。	9. 事務局 ① 推進会議の庶務を行うため、事務局を置く。 ② 事務局の運営は、 国土交通省中国地方整備局において行う。
9. その他 ① 本要綱の改正は、座長が推進会議に諮って行う。 ② この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議の委員に諮って定める。	10. その他 ① 本要綱の改正は、座長が推進会議に諮って行う。 ② この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議の委員に諮って定める。
10. 施行日 平成18年3月23日 平成24年4月1日	11. 施行日 平成18年3月23日 平成24年4月1日 平成29年3月 日

広島湾再生推進会議の推進体制

